

国際会計基準審議会（IASB）、「財務諸表における不確実性に関する開示の設例」を公表

Point
1

公表の背景

近年、気候関連リスクの影響に関する情報開示が不十分である、財務諸表の外で提供される情報、特に財務報告の前半の記述情報などと不整合であるといった懸念が財務諸表利用者から示されています。このような懸念に対応するIFRS会計基準の開示要求を設例で示すことで、企業の財務諸表における**不確実性の影響**に関する情報開示が促進されることが期待されています。

Point
2

不確実性の影響の開示に関する6つの設例

- | | |
|----------------|---|
| 重要性の判断 | • 財務諸表の外で提供される情報との整合性を踏まえた財務諸表の追加的な開示の重要性の判断 (IAS1/IFRS18) |
| 仮定などの開示 | <ul style="list-style-type: none"> • 全般的な要求事項：見積りの不確実性の発生要因 (IAS1/IAS8) • 具体的な要求事項：資産の減損テストで用いた仮定 (IAS36) • 信用リスク・エクスポージャー及び信用リスク管理実務への影響 (IFRS7) • 廃棄及び原状回復の義務 (IAS37) |
| 分解情報 | • 注記における分解情報の開示 (IFRS18) |

Point
3

発効日および経過措置

本設例はIFRS会計基準に付属する資料と位置付けられ、IFRS会計基準の要求事項に追加や変更を行うものではないため、**発効日や経過措置はありません**。企業の置かれている事実と状況に応じて、財務諸表に開示する情報の変更を実施するために十分な時間が与えられるとしていますが、適時の導入も期待されています。

ここに注目！

本設例は、財務諸表における不確実性の影響を開示する際に考慮すべき原則及び要求事項を説明しています。財務諸表利用者の関心が高い気候関連リスクの事例を用いていますが、本設例で示される考え方は他の種類の**不確実性**にも適用されます。

企業は、自社の置かれている状況及び主要な財務諸表利用者の**一般的な情報ニーズ**を考慮し、**財務諸表全体**において不確実性の影響に関する重要性がある情報が提供されているか評価を行うことが期待されます。